

第 37 回旭市飯岡しおさいマラソン大会 出店申し込みについて

開催日時	令和 8 年 2 月 1 日（日）開会式 8：00～※雨天決行 出店時間／8：00～14：00（準備時間 6：45～7：30）								
出店場所	しおさいスタジアム（旭市サッカー場）敷地内で主催者の指示する場所								
応募資格	次の要件を全て満たすこと。 （１）大会の趣旨を理解し、主催者と一緒に大会を盛り上げていただける方であること。 （２）原則として、旭市内に店舗（事業所）または、住所がある事業者であること。 ※骨董品・中古品・不用品等の販売、旭市民の名義を借りての出店は認められません。								
出店料	（１）テント区画 10,000 円／3.6m×3.6m ※テント 1 張・3 辺の横幕付き （２）キッチンカー区画 5,000 円／3.0m×7.0m ※区画内に簡易的な販売用のテーブル等を設置することは可能です。 ※出店料の支払い方法は、後日選考結果とともにご案内します。 ※テント区画において、机・椅子が必要な場合は長机 1 台 800 円、椅子 1 脚 200 円で貸し出します。 ※テントの持ち込みは可能ですが、その場合の出店料は変わりません。								
募集店舗数	10 店舗程度								
申込方法	出店を申し込む場合は、出店申込書に必要事項を記載し、持参・FAX のいずれかの方法により下記提出先に提出してください。 ○食品を取り扱う場合は、保健所の営業許可の別途書類が必要です。別紙「食品を取り扱う手続きについて」をご覧ください、必要な書類を提出してください。 【提出先】 〒289-2595 旭市二の 2132 番地 旭市飯岡しおさいマラソン大会実行委員会事務局 （旭市役所 4 階 旭市教育委員会スポーツ振興課内） TEL：0479-64-1132 FAX：0479-62-5855								
申込期限	令和 7 年 12 月 5 日（金）								
出店者選考	1. 出店については、提出された書類に基づいて審査し、適当であると認められた方のみ選定を行います。出店内容によっては出店をお断りさせていただく場合があります。 2. 出店申込者が募集店舗数の上限を超えた場合は、出店内容のバランスを考慮し、抽選となりますのでご了承ください。 3. 当選・落選に関わらず、選考結果を 12 月末までにお送りします。 4. 落選内容につきましてはお答えいたしかねますので、ご了承ください。 5. 出店エリア内における出店場所は、主催者側で決定させていただきます。								
出店条件	1. 原則 1 店舗 1 区画での出店とします。 ◎テント区画において提供できる品目（参考） <table><tr><td>分類</td><td>品目（例）</td><td>注意事項</td></tr><tr><td>加熱調理食品</td><td>おでん、焼鳥、たこ焼、いか焼、お好み焼、ドッグ類、ラーメン、今川焼、ドーナッツ、焼だんご類、焼まんじゅう類</td><td>1. 仕込みはイベント当日に衛生的な調理場で行うこと（家庭での仕込みは原則不可） 2. 直前に加熱を行い提供すること 3. 加熱は中心部まで十分に行うこと。</td></tr></table>			分類	品目（例）	注意事項	加熱調理食品	おでん、焼鳥、たこ焼、いか焼、お好み焼、ドッグ類、ラーメン、今川焼、ドーナッツ、焼だんご類、焼まんじゅう類	1. 仕込みはイベント当日に衛生的な調理場で行うこと（家庭での仕込みは原則不可） 2. 直前に加熱を行い提供すること 3. 加熱は中心部まで十分に行うこと。
分類	品目（例）	注意事項							
加熱調理食品	おでん、焼鳥、たこ焼、いか焼、お好み焼、ドッグ類、ラーメン、今川焼、ドーナッツ、焼だんご類、焼まんじゅう類	1. 仕込みはイベント当日に衛生的な調理場で行うこと（家庭での仕込みは原則不可） 2. 直前に加熱を行い提供すること 3. 加熱は中心部まで十分に行うこと。							

非加熱調理食品	かき氷、ところてん、ディッシュアップアイス、押し出し式アイス	1. 市販の氷、アイスを使用すること 2. トッピング不可（クリーム類や生果物等）
その他	わたあめ、チョコバナナ、りんご飴	

◎上記品目と合わせて提供可能(参考)

分 類	品 目 (例)	注 意 事 項
飲料	清涼飲料水	1. 缶、瓶、ペットボトル、ディスペンサー等に密封充填された清涼飲料水をその場で開封しコップ等に直接注ぐ 2. 1の清涼飲料水同士を提供するコップに直接注ぐ 3. コーヒー、紅茶等を熱湯により抽出し提供 4. 1から3に氷を加えて提供

◎テント区画において取り扱いができない品目（包装品を除く）

- ①弁当、おにぎり、カレーライス等の米飯類
- ②ハンバーガー、サンドイッチ、ケバブ等の調理パン類
- ③付け合わせのレタスやキュウリの一本漬け等非加熱の野菜、漬物
- ④生クリーム類及び乳類を使用した食品（ただし、原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く）

2. テント区画において調理を行う食品販売の場合は、1 出店者につき 1 品目に限ります。
（千葉県「屋台、露店等での飲食店営業取扱要綱」に準拠）
3. アルコール類の販売は禁止とします。ただし、土産品目的で箱詰め等をされたものを販売する場合はこの限りではありません。
4. ゴミ箱は、フタ付きのものを各自で用意し処理をお願いします。特に汁物を販売する場合は、残り汁が処理できるものを用意してください。なお、残り汁等、出店により発生したゴミについては、必ず出店者各自で持ち帰ってください。
5. 衛生管理に十分な注意を払い、流水式の手洗い設備を設け、液体せっけん、消毒液、ペーパータオル等を各自用意して定期的な手指の消毒を行ってください。
また、冷蔵・冷凍食品の使用時には、適切に保管（クーラーボックス等）し、温度計を設置してください。
6. 手洗い・洗浄設備には 18 リットル以上の貯水タンク（蛇口付き）と 18 リットル以上の廃水タンクを設置してください。
7. 出店会場には電源や水道はありませんので、電源や水等を使用する場合は出店者側で用意してください。（主催者側では、電源や水等の用意はしません。）
8. 熱源等（電気・ガス・発電機等）を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。備え付ける消火器は、劣化や異常、使用期限が切れていないか等、必ず点検してください。当日、消防署が確認を行います。もし、不備があった場合は、用意ができるまで開店できません。

	9. テントを持ち込む場合は、下記の条件を遵守してください。 ・大きさは3.6m×3.6m以内とし、テントウエイト等により転倒防止策を講じること。 ・出店準備時間（6：45～7：30）までに設営が完了できること。 10. 出店者の都合により、キャンセルする場合は速やかに実行委員会事務局へご連絡ください。 令和8年1月9日（金）以降のキャンセルにつきましては、出店料、備品料金ともに、原則返金はいりません。
注 意 事 項	1. 出店者の権利を第三者に譲渡または転貸し、もしくは管理運営をしないでください。 2. 出店の運営は出店者が責任を持って行ってください。特に食品の取り扱いには十分注意をお願いします。 3. 会場及び駐車場で発生した事故・盗難・トラブル等について、主催者は一切の責任を負いません。 4. 来場者との販売取引は各店舗で行ってください。販売取引について、主催者は一切関与しません。 5. 出店の責任者は、衛生面、接客対応等の安全管理に十分配慮してください。 6. 撤収時には出店場所周辺の清掃及び貸し出し備品の片付けをし、原状回復をお願いします。 7. 天災その他の事由により、大会を中止する場合があります。その際、発生した損害において主催者は一切の責任を負いません。また出店料の返金もできませんのでご了承ください。 8. 他の出店者への苦情や出店者間のトラブルについては、主催者は関与いたしません。 9. その他、主催者の指示に従わない場合は、即刻出店を停止させていただきます。
そ の 他	出店者には、後日、出店料と引き換えに出店許可証及び駐車許可証を交付します。 （出店許可証、駐車許可証は当日お持ちください。）

【問い合わせ先】

旭市飯岡しおさいマラソン大会実行委員会事務局

（旭市教育委員会スポーツ振興課内）

TEL：0479-64-1132

誓約事項について

(1) 下記の誓約事項に同意のうえ、お申込みください。

- ①当日は、主催者の指示に従い、来場者や他の出店者とのトラブルや風紀を乱す行為は行いません。
- ②出店場所、駐車場所、搬入搬出時間、営業時間等を含めた一切について、主催者の指示に従います。また、警察・保健所等から指示があった場合も同様に従います。
- ③出店にあたっては、周囲の安全に十分注意します。万が一、来場者等に怪我等を負わせた場合は一切の責任を負います。
- ④食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底します。万が一、食中毒やその他事故・苦情等が発生した場合は一切の責任を負います。
- ⑤出店物や商品等の警備・保護については、出店者が責任をもって管理します。万が一、感染症等の拡大、自然災害発生等により中止決定された場合、出店準備に要した経費について請求いたしません。
- ⑥主催者から借りた備品等は丁寧に使用します。万が一、備品等に損傷を与えた場合は、主催者が相当と認める損害額を賠償します。
- ⑦暴力団及び暴力団関係者との関わりが一切ないことを誓います。
- ⑧主催者に届け出た事項はすべて事実と相違ないことを誓います。これらに変更が生じた時は、速やかに主催者に報告します。
- ⑨上記の事項以外に問題が発生した場合は、出店者・主催者の双方で話し合い、誠意をもって問題解決に努めます。

(2) 誓約事項に反した場合には、出店を取り止めていただきます。また、次回以降の参加をお断りする場合があります。